

第 85 号議案

豊後大野市不妊治療費助成に関する条例の一部改正について

豊後大野市不妊治療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 9 月 1 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

特定不妊治療費助成事業の制度改正等に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

## 豊後大野市不妊治療費助成に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市不妊治療費助成に関する条例（平成 18 年豊後大野市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 不妊治療 不妊症と診断された夫婦に対する医療機関における治療行為のうち次に掲げるものをいう。

ア 医療保険適用の不妊治療及び不妊検査

イ 人工授精（当該夫婦間のみにおける治療に限る。）

(3) 不妊治療費 不妊治療に係る治療費及び検査料（処方箋による調剤料を含み、入院費、食事代等治療に直接関係のない費用を除く。）をいう。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

不妊治療に係る助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 不妊治療を開始している夫婦であること。

(2) 不妊治療を受けた日及び第 6 条に規定する助成金の交付申請（以下「交付申請」という。）の日において、夫婦ともに市内に住所を有する者（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。以下この号において同じ。）であること又は就業その他のやむを得ない事情により夫婦のいずれか一方が市内に住所を有する者でない場合にあつては、近い将来に夫婦ともに市内に住所を有する者となる見込みがあると市長が認める者であること。

第 4 条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の不妊治療費は、交付申請の日の属する年度の 4 月 1 日（同日後に前条第 1 項に規定する対象者としての要件を満たした場合は、当該満たした日）以降の治療に係るものに限るものとする。ただし、第 6 条ただし書の規定により交付申請期限の特例を適用する場合にあつては、本文中「交付申請の日の属する年度の 4 月 1 日（同日後に前条第 1 項に規定する対象者としての要件を満たした場合は、当該満たした日）以降の治療」とあるのは「交付申請の日の属する年度の前年度の 3 月 1 日（同日後に前条第 1 項に規定する対象者としての要件を満たした場合は、当該満たした日）から同月 31 日までの期間における治療」と読み替えるものとする。

第 5 条第 1 項ただし書中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を「1 年度につき 5 万円」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「特定不妊治療費、一般不妊治療費ごとにそれぞれ」を削る。

第 6 条から第 8 条までを次のように改める。

（助成金の交付申請）

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者は、規則で定める申請様式に必要書類を添付し、不妊治療を受けた日の属する年度の末日（当該末日が市の休日（豊後大野市の休日を定める条例（平成 17 年豊後大野市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日をいう。以下この条において同じ。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の

休日でない日)までに市長に申請をしなければならない。ただし、3月1日から同月31日までの間の治療分については、翌年度の4月末日(当該末日が市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日)までに申請ができるものとする。この場合においては、助成金の予算年度は、申請年度とする。

(助成金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、助成金の交付の適否について決定し、その旨を規則で定める様式により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第8条 前条の規定により、助成金の交付の決定を受けた者は、速やかに市長に対し、規則で定める様式により助成金の交付請求を行うものとする。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(制度移行に係る経過措置)

2 平成27年10月1日から特定不妊治療費助成事業を大分県が一括して実施し、県内各市町村がその実績に応じて当該経費の一部を負担する制度に移行することに伴い、同年4月1日以降に治療が終了したものに係る平成27年度の予算に係る特定不妊治療費助成金について既に本市において交付済のものがある場合は、大分県の定める大分県特定不妊治療費等助成金給付要綱及び大分県と本市との間で締結する大分県特定不妊治療費助成事業の実施に係る協定に基づき、支給額その他の事項に関し所要の調整を行うものとする。

(助成金の交付申請の特例)

3 この条例の施行の際現に改正前の豊後大野市不妊治療費助成に関する条例第7条に規定する受給資格者であった者で、平成27年9月30日以前の不妊治療に係る同条の助成金の交付申請が未済である場合にあつては、当該交付申請の申請期限については、なお従前の例による。